

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

| 監 査 結 果 (対 象 機 関) | 措 置 の 状 況 |
|-------------------|---|
| 指導注意事項 | <p>(1) 使用料収入について</p> <p>ア 借上宿舍の使用料について、退去月の使用料を徴収していなかったため、当該月分を徴収する必要がある。(高松桜井高等学校) 直ちに徴収した。</p> <p>イ 授業料の減免取止めに伴う事務処理の遅延が見受けられた。(丸亀城西高等学校) 直ちに処理した。</p> <p>(2) 超過勤務手当の支給について</p> <p>超過勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(普通寺第一高等学校) 直ちに戻入の手続きをとり、返納させた。</p> <p>(3) 特殊勤務手当の支給について</p> <p>ア 対外運動競技等の児童等の引率指導業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(東部教育事務所、琴平高等学校) 直ちに、当該特殊勤務記録を整備し、手当を追給する処理を行った。(東部教育事務所) 直ちに追給処理をした。(琴平高等学校)</p> <p>イ 部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松商業高等学校) 直ちに戻入の手続きをとり、返納させた。</p> <p>ウ 保健主事業務に係る特殊勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(西部教育事務所) 直ちに追給処理をした。</p> <p>エ 学年主任業務に係る特殊勤務手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(西部教育事務所) 直ちに戻入の手続きをとり、返納させた。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>分を返納させる必要がある。(高松南高等学校)</p> <p>(4) 報酬の支払について 外国語指導助手の報酬について、所得税分が過払いとなっているので、返納させる必要がある。(観音寺中央高等学校)</p> <p>(5) 委託契約の締結について 病院等臨地(臨床)実習に当たり、各実習施設との委託契約が締結されていなかった。(飯山高等学校)</p> | <p>直ちに戻入の手続きをとり、返納させた。</p> <p>直ちに契約書を作成した。</p> |
|--|--|--|